

健康案内

予防接種

健康課 ☎ 725・5178

ポリオ

急性灰白髄炎（ポリオ）の予防接種を左表の日程で行います。対象 接種日現在、生後3か月以上7歳6か月未満のお子さん、7歳6か月になる日の前日まで6週間以上の間隔で2回受けて下さい。

受付時間 午後2時～2時45分

【当日お持ちになるもの】

既往症健康調査票（2004年3月1日以後に発行されたもの。町田市医師会加入の指定医療機関にお子さんをお連れの方へお渡し下さい）

母子健康手帳 筆記用具

【注意とお願い】

検温は診察前に会場で行います。ポリオ生ワクチン服用前後30分は飲食を控えて下さい。兄弟・双子で受ける方で1人のお子さんの体調が悪い場合、接種したお子さんから接種していないお子さんへの二次感染を防ぐため、全員接種を見合わせます。

【次のような場合は受けられませんが、ご都合の良い場合はご相談下さい】

37.5度以上の熱がある、重篤な急性疾患にかかっている、ポリオワクチンに含まれる成分で、アナフィラキシー（激しいアレルギー反応）を起こしたことがある、下痢症状である、その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した場合

その他、お子さんの体調によっては、接種を見合わせる場合があります。会場での注意事項の掲示等もご覧のうえ、医師とよく相談して下さい。

健康づくり

健康教育講座

【最近の気になる胃腸疾患とがんについて】

健康課 ☎ 725・5178

お知らせ

募 集

忠生公園

ボランティア

市民の皆さんに親しまれ、また自然学習の場として活用されるようお手伝いをして下さるボランティアを募集します。

対象 中学生以上で、がにやら自然館の職員と一緒に1年間を通じて積極的に活動でき、他のボランティアと協調できる方

活動日時 毎月第1・3日曜日 午前中2～3時間（変更・追加する場合あり）、第2・4木曜日の午後1時から2～3時間（季節により午前中に変更）

活動内容 忠生公園の保全整備、行事等への応援活動等

募集人員 50人

応募 電話で忠生がにやら自然館（☎792・1326）へ（月曜日休館）

応募いただいた方を対象に、説明会を3月21日（日）午後1時から忠生がにやら自然館で開きます。

臨時職員（看護師）

資格 看護師資格をお持ちの方

勤務日 4月7日、19日、6月1日、14日の期間で数日

勤務時間 午後0時30分～4時30分

勤務内容 集団予防接種（ポリオ）会場での介助等

賃金 時給1630円（交通費別途）

町田市学童保育公社 指導員（嘱託）

学童保育クラブの指導員（嘱託）の募集です。

資格 昭和44年4月2日以降に生まれた方（小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれかを有するか、4月1日までに取得見込みの方を優先）

契約期間 4月1日～2005年3月31日

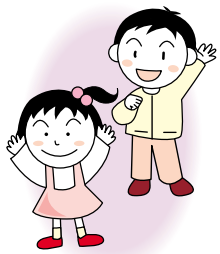
勤務時間 午前11時～午後6時

公開しています

町田市子どもマスタープラン審議会 第一専門部会・第三専門部会を開催します。傍聴を希望される方は、会議当日の午後5時までに

町田市子どもマスタープラン審議会 第一専門部会

町田市子どもマスタープラン審議会 第一専門部会・第三専門部会を開催します。傍聴を希望される方は、会議当日の午後5時までに



町田市子どもマスタープラン審議会 第一専門部会・第三専門部会を開催します。傍聴を希望される方は、事前に福祉総務課（☎724・2133）へご連絡下さい。

日時 3月22日（月）午前10時～正午（予定）

会場 市役所本庁舎地下特別会議室

議題 町田市バリアフリーマップ（施設のバリアフリー情報提供システム）について、町田市バリアフリー環境整備事業の取組成果等について、情報提供・伝達や相互の意思疎通における情報格差改善について

定員 5人（申し込み順）

郵便等による不在者投票

公職選挙法の一部が改正され、3月1日から郵便等による不在者投票の対象者が拡大されるとともに「代理記載制度」が新たに創設されました。

- 対象者の拡大

介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

身体障害者手帳をお持ちの方で**免疫の障がい**の程度が1級から3級までである者として記載されている方
- 代理記載制度の創設

次の または に該当する方で、**自身で字を書くことが困難な方は**、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有するものに限る）に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

身体障害者手帳をお持ちの方で**下表の障がい**に該当し、かつ**上肢または視覚の障がいの程度が1級**である者として記載されている方

戦傷病者手帳をお持ちの方で**下表の障がい**に該当し、かつ**上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症**までである者として記載されている方

郵便等による不在者投票とは？

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。

申請方法は？

いつでも申請できます。選挙管理委員会にある申請書に記入のうえ、介護保険の被保険者証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて申請して下さい（申請書は郵送も行います）。該当となる方に郵便等投票証明書を交付します。

ご注意

申請後、郵便等投票証明書を交付するまでに2か月程度かかることもあります。特に選挙直前だと間に合わないこともあります。申請はお早めに！

問 選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

【第一専門部会】

日時 3月18日（木）午後6時

会場 菊正ビル302号室

定員 3人（申し込み順）

【第二専門部会】

日時 3月18日（木）午後6時

会場 菊正ビル302号室

定員 3人（申し込み順）

【第三専門部会】

日時 3月11日（木）午後6時

会場 菊正ビル302号室

身体障害者手帳をお持ちの方				戦傷病者手帳をお持ちの方			
障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度
両下肢移動機能	1・2級	心臓呼吸器腸胃小腸	1・3級	両下肢	特別項症～第2項症	心臓呼吸器腸胃小腸	特別項症～第3項症
上記の障がいに該当し、かつ上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方で、 自身で字を書くことが困難な方は 、代理記載制度を利用することができます。				上記の障がいに該当し、かつ上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方で、 自身で字を書くことが困難な方は 、代理記載制度を利用することができます。			

手帳の級が上記級であっても、手帳に複数の障がい名または、表以外の障がい名が記載されている場合は該当しないこともあります。